

第2章 オンラインによる預金取引開始時の法的課題

東京大学名誉教授、一橋大学名誉教授 中田裕康

はじめに

本章では、オンラインで預金取引を開始する際の法的課題を、銀行の普通預金を中心に検討する。普通預金取引は、銀行取引のなかでも基本的な取引であり、顧客にとっても銀行にとってもリスクが比較的小さいものである。その検討により、オンライン化に伴う銀行取引の諸問題の考察に向けての一步を進めたい。もっとも、この分野の技術とルールは進展は急速であり、ここでの検討も2020年代初頭の暫定的なものにすぎない。

以下では、まず、預金取引開始時の法的規律を、民法及び消費者契約法上の規律と、その他の特別法等による規制とに分けて確認する（Ⅰ）。次に、これらの法的規律のもとでの現在の実務を一瞥する（Ⅱ）。そのうえで、オンラインによる預金取引開始に際しての課題を検討する（Ⅲ）。

Ⅰ 預金取引開始時の法令による規律

1 預金契約の成立に関する民法等の規律

(1) 契約の成立要件

契約は、申込みに対して相手方が承諾をしたときに成立する（民法522条）。預金契約において、普通預金口座（以下「口座」という）の開設を申し入れた者と預金システムを用意している銀行のどちらを申込者とみるかは、口座開設申入れを銀行が拒絶できる事由の範囲と評価に帰着する問題である。後述の通り、預金の受入れにあたって銀行が様々な確認をし、不適切な相手方との取引をしないようにすべき立場にあることを考えると、口座開設の申入れが申込みであり、銀行が承諾することによって預金契約が成立すると理解すべきである¹。ここで問題となるのは、口座開設申入者の意思表示と成立する契約の内容である。

(2) 口座開設申入者の預金契約を締結する意思（口座開設意思）とその表示

(a) 個人の場合

個人の口座開設においては、口座開設の申入れをした者の実在、本人による口座開設の意思表示が必要である。

申入者の実在が必要であることは当然である。これを欠くと預金契約は成立しない。本人以外の者による申入れの場合は、代理ならその要件の充足が必要である。名義の冒用により預金契約が締結された場合、被冒用者から銀行に対する無効確認や損害賠償の請求がされることがありうる。口座開設の際、慎重な本人確認が必要である。

意思表示については、申入者に意思能力及び行為能力のあること、制限行為能力者の場合は取引のための要件を満たしていることが必要である。

意思表示については、無効・取消事由のないことも必要である。預金契約で問題となりう

¹ 銀行業務の公共性（銀行法1条1項）及び普通預金取引が社会のインフラであることから、銀行の諾否は客観的かつ合理的な基準による必要があると考えるべきだろう。

るものとしては、申入者の動機の不法²（公序良俗違反）、錯誤、同人に対する第三者の詐欺・強迫が考えられる。なお、消費者契約法に消費者契約の申込みの取消しに関する規定（4条）があるが、普通預金契約について問題となることは、ほとんどなさそうに思われる³。

これらの問題があっても、申入者が普通預金契約の無効又は取消しを主張し、銀行側がそれを争うという紛争は、現実には考えにくい。無効又は取消事由のある預金契約に基づいて口座が開設されたことにより、申入者が損害を被ったと主張して銀行に対して損害賠償を請求することも、行員が不法な行為に加担していたなど異常な事情のない限り、考えにくい。これに対し、銀行側から普通預金契約の無効又は取消しを主張することは、特に、不法な動機による口座開設において問題となりうる。そのような預金口座開設を防止するため、あるいは、開設後に不法の実態が判明した場合に強制解約を適切に行うため、取引開始時に銀行が口座開設の目的を確認することが望ましい。もっとも、口座開設の目的は多様であるし、預金者のプライバシーに関わることもあるうえ、銀行が取得した情報を保存する負担も考えると、その確認は概括的・定型的な数項目のなかから選択するという形式をとるか、又は、違法又は公序良俗に反する目的ではないという包括的な表明を得るにとどまらざるをえないかもしれない。このほか、人違いの場合に、銀行から錯誤による取消しを主張することも考えられるが、強制解約による対応で足りることが多いだろう。

以上の通り、本人確認が求められ、また、取引目的の確認が望まれるが、実際には、後述の特別法により義務づけられる確認をすることによって、実現されることになるだろう。

他方、銀行の説明義務については、普通預金に関しては、その内容（リスクの低さ）及び社会における認知度に照らすと、それほど高度のものではないと考えられる。これも後述の特別法の求める説明をすれば、履行されたと評価されることが通常であろう。

(b) 法人の場合

法人の口座開設においては、法人の存在、代表権の存在、内部的意思決定手続の履践、代表者から担当者への口座開設申入れ権限の授与が必要である。その他は(a)と同様である。後述の特別法の遵守により、民事上の要請も満たされるのが通常であることも同様である。

(3) 契約の内容

契約の内容は、普通預金規定による。預金規定は定型約款（民法548条の2第1項）にあたると考えられる⁴。そこで、定型取引合意及び「定型約款を契約の内容とする旨の合意」

² 四宮和夫＝能見善久『民法総則〔第9版〕』（2018）313頁、佐久間毅『民法の基礎1総則〔第5版〕』（2020）193頁など。

³ 消費者契約法12条1項・2項の「勧誘」について、事業者が不特定多数の消費者に向けて働きかけを行う場合も除外されないという判例（最判平成29年1月24日民集71巻1号1頁）があるが、普通預金について、そのような働きかけがあったと評価される場合は、多くはなさそうである（ある地域に新たに進出した銀行が顧客獲得のためのキャンペーンをする場合などであろうか）。仮に、「勧誘」が認められたとしても、普通預金について、同法4条1項ないし4項が問題となることは、考えにくい。

⁴ 筒井健夫＝村松秀樹編著『一問一答 民法（債権関係）改正』（2018）246頁、村松秀樹＝松尾博憲『定型約款の実務Q&A』（2018）51頁、井上聡＝松尾博憲編著『practical金融法務債権法改正〔第2版〕』（2020）383頁、中田『契約法〔新版〕』（2021）38頁、潮見佳男『基

又は定型約款準備者（銀行）が「あらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示」することが求められ（同項）、かつ、相手方からの請求があった場合には、原則として、定型約款の内容を示すことが必要である（同 548 条の 3 第 1 項）。

2 預金契約に関する特別法等による規制

預金契約については、マネー・ローンダリングの防止等の観点を中心とする本人確認など、銀行が情報を取得することを義務づける規制と、預金契約の内容などの情報を銀行が預金者等に提供することを義務づける規制がある。

(1) 銀行が情報を取得することを義務づける規制

(a) 犯罪収益移転防止法（平成 19 年法律第 22 号）

犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の実施確保等を目的とする法律である（同法 1 条）。預金契約等における本人確認等の中核となる規律を定める。銀行は、同法にいう特定事業者として、預金契約の締結にあたり、顧客について次の事項の確認をし（取引時確認）、その確認記録を作成し、保存しなければならない（同 2 条 2 項 1 号・4 条・6 条）。すなわち、①本人特定事項（自然人にあっては氏名、住居及び生年月日、法人にあっては名称及び本店又は主たる事務所の所在地。取引の任に当たっている自然人についても同様）、②取引を行う目的、③顧客が自然人である場合は職業、法人である場合は事業の内容、④法人である顧客に実質的支配者（法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして主務省令で定める者）がいる場合は、その者の本人特定事項、である。これらの事項の確認方法及び確認記録の作成・保存方法等については、同法施行規則 6 条～21 条が詳細に定める。このうち、確認方法の具体的規律は、次の通りである⁵。

①本人特定事項の確認方法については、顧客等の区分（自然人〔一定の要件に該当する外国人を除く〕、法人、一定の要件に該当する外国人）に応じて、本人確認書類（同規則 7 条）により確認をする諸方法が定められる（同 6 条・12 条）。本人確認書類は、証明力の高さに応じて分類され、対面・非対面に分けて必要通数が定められる（原本の要否、有効期間なども細かく定められる）。例えば、自然人については、次のような方法がある。対面の場合、④証明力の高い書類⁶ 1 通の提示を受ける方法、⑤証明力が中程度の書類⁷ 又は低い書類⁸ のいずれか 1 通の提示を受け、かつ、その書類に記載されている顧客の住居に宛てて取引関係

本講義債権各論 I [第 4 版]』（2022）29 頁。

⁵ 中崎隆『詳説犯罪収益移転防止法 [第 2 版]』（2022）98 頁以下（確認記録の作成・保存方法等については、同 170 頁以下）、高橋良輔編著（大澤貴史＝津田慧＝宮田穰）『マネロン・テロ資金供与対策の理論と実務』（2022）70 頁以下。

⁶ 運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、パスポート（住居の記載がない場合は他の書類での補完が必要）、身体障害者手帳など各種福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書、官公庁から発行・発給された書類で官公庁が顔写真を貼付したものなど。

⁷ 国民健康保険・介護保険などの被保険者証、共済組合の組合員証・加入者証、国民年金手帳、母子健康手帳（氏名、住居、生年月日の記載があるもの）など。

⁸ 戸籍謄本、住民表の写しなど。

文書を書留郵便等で転送不要郵便物として送付（以下、鉤括弧を付して「送付」という）する方法、㉔証明力の中程度の書類2通、証明力の中程度の書類と低い書類各1通、又は、証明力の中程度の書類と補完書類⁹各1通の提示を受ける方法などがある。非対面の場合、㉕本人確認書類の原本の送付を受け、かつ、その書類に記載されている顧客の住居に宛てて取引関係文書を「送付」する方法、㉖証明力の高い書類又は中程度の書類のうち一定のものについて、特定事業者が提供するソフトウェアを使用してされる、本人確認用画像情報の送信を受け、かつ、その画像情報に記載されている顧客の住居に宛てて取引関係文書を「送付」する方法、㉗証明力の高い書類（写真付き）と自己の顔写真について、特定事業者が提供するソフトウェアを使用してされる、画像情報の送信を受ける方法¹⁰などがある。非対面の場合の方法は、2018年の同法改正により拡充されたものである。

このほか、㉘取引を行う目的（同規則9条）、㉙職業及び事業の内容（同10条）、㉚法人の実質的支配者（同11条）のそれぞれの確認方法についても、詳細に定められる。

(b) 金融庁ガイドライン

金融庁は、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」¹¹を制定し（2018年2月制定、2019年4月・2021年2月・同年11月改正。以下「金融庁ガイドライン」という）、そのなかで、リスク低減措置としての顧客管理を提示する。すなわち、「金融機関等が顧客と取引を行うに当たっては、当該顧客がどのような人物・団体で、団体の実質的支配者は誰か、どのような取引目的を有しているか、資金の流れはどうなっているかなど、顧客に係る基本的な情報を適切に調査し、講ずべき低減措置を判断・実施することが必要不可欠である。顧客管理の一連の流れは、取引関係の開始時、継続時、終了時の各段階に便宜的に区分することができるが、それぞれの段階において、個々の顧客やその行う取引のリスクの大きさに応じて調査し、講ずべき低減措置を的確に判断・実施する必要がある。金融機関等においては、これらの過程で確認した情報、自らの規模・特性や業務実態等を総合的に考慮し、全ての顧客について顧客リスク評価を実施するとともに、自らがマネロン・テロ資金供与リスクが高いと判断した顧客については、リスクに応じた厳格な顧客管理を行うことが求められる。」という（Ⅱ-2(3)(ii)。一部省略）。

金融庁の「主要行等向けの総合的な監督指針」（直近版は2022年12月版。以下「監督指針」という）は、これを受け、「組織犯罪等への対応」の項目（Ⅲ-3-1-3）のうち、「取引時確認等の措置」の項（Ⅲ-3-1-3-1）で、取引時確認等の措置及び金融庁ガイドライン記載の措置を的確に実施し、テロ資金供与やマネー・ローンダリング、預金口座の不正利用といった組織犯罪等に利用されることを防止するため、次のような態勢が整備されているかどうかを主な着眼点とする（Ⅲ-3-1-3-1-2）。すなわち、取引時確認等の措置及び金融庁ガイドライン記載の措置を的確に行うための一元的な管理態勢が整備され、機能していること（同(1)）、法人顧客との取引における実質的支配者の確認、外国

⁹ 納税証明書、公共料金（電気、ガス、水道など）の領収証など。

¹⁰ この「アプリ受信型」につき、中崎・前掲注(5)136頁以下は、2018年改正の際のパブリックコメントについての担当者回答に基づき、詳細に説明する。

¹¹ 高橋ほか・前掲注(5)159頁以下。

の元首・高官等の該当性の確認、個人番号（マイナンバー）や基礎年金番号の取扱いを含む本人確認書類の適切な取扱いなど、取引時確認を適正に実施するための態勢が整備されていること（同(2)）、口座の不正利用等を防止するため、預金の支払や口座開設等にあたって、必要に応じ、取引時確認の実施や口座の利用目的等の確認を行うなど、適切な口座管理を実施するための内部管理態勢が整備されていること、また、口座の不正利用による被害防止のあり方について検討を行い、必要な措置を講じていること（同(5)）などである。

(c) 反社会的勢力の排除のための指針等

政府は、2007年に、企業が暴力団を始めとする反社会的勢力とは取引を含めた一切の関係を遮断することを基本原則とする「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）を示した¹²。その「解説」は、「企業が社内の標準として使用する契約書や取引約款に暴力団排除条項を盛り込むことが望ましい」と述べ、また、「本来、契約を結ぶまでの時点では、＜契約自由の原則＞に基づき、反社会的勢力との契約を、企業の総合的判断に基づいて拒絶することは自由である」と指摘する。これを受けて、金融庁は、2008年に監督指針を一部改正し、上記指針（2007年）と同旨の反社会的勢力との関係遮断に関する金融機関に対する監督の指針を示した¹³。そこで、全国銀行協会は、2008年に、銀行取引約定書に盛り込む場合の暴力団排除条項の参考例を、2009年に、普通預金規定、当座勘定規定及び貸金庫規定に盛り込む暴力団排除条項の参考例をそれぞれ制定したうえで、これらの参考例を会員銀行に通知し、各金融機関は普通預金規定に暴力団排除条項を追加した¹⁴。こうして、口座開設申入者が反社会的勢力でないことの確認が必要となっている。

(d) 預金等に係る不当契約の取締に関する法律（昭和32年法律第136号）

この法律は、預金者が特別の金銭上の利益を得る目的をもって、その預金を担保とすることなく、金融機関をして特定の第三者に対して資金の融通をさせるような契約を禁止するものである（同法2条・3条）。銀行は、預金者が預金を一定期間引き出さないことの見返りに、預金額の一部を無担保で特定の第三者に貸し付ける合意をする、いわゆる導入預金を受け入れることはできない。

(e) 国税通則法（昭和37年法律第66号）等

2015年に、「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（平成27年法律第65号）が成立し、

¹² http://www.moj.go.jp/keijil/keiji_keiji42.html

¹³ 監督指針は、現在、「反社会的勢力による被害の防止」の項目（Ⅲ―3―1―4）で、適切な事前審査の実施に関する主な着眼点の1つとして、反社会的勢力との取引を未然に防止するため、反社会的勢力に関する情報等を活用した適切な事前審査を実施するとともに、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入を徹底するなど、反社会的勢力が取引先となることを防止しているか、をあげる（Ⅲ―3―1―4―2(3)）。

¹⁴ 経緯については、福岡地判平成28年3月4日金法2038号94頁、最判平成28年12月19日民集70巻8号2121頁参照。

預貯金者の個人番号と預貯金口座を紐づける預貯金口座付番制度が導入された（2018年施行）。このため、金融機関は、預貯金者等情報を金融機関が保有する預貯金者の個人番号により検索できる状態で管理しなければならない。預貯金者等情報とは、預貯金者等の氏名（法人については、名称）、住所・居所、顧客の個人番号、口座番号、口座開設日、種目、元本の額、利率、預入日及び満期日である（国税通則法74条の13の2・74条の7の2第3項4号ハ、同法施行令30条の6、同法施行規則11条の4。地方税法20条の11の2）。預金口座を開設しようとする者が金融機関に個人番号を提出することは、義務づけられていない。

(f) 預金保険法（昭和46年法律第34号）

金融機関が預金を受け入れると、一定の範囲内で、当該預金等の払戻しについて、預金保険機構と金融機関及び預金者との間に保険契約が成立し、金融機関は、保険料を納付しなければならない（同法49条・50条）。保険事故が発生すると、同機構は金融機関に対し、預金者等の氏名又は名称及び住所、預金等に係る債権の内容その他内閣府令・財務省令で定める事項について資料の提出を求めることができる。金融機関は、この資料の提出に必要な預金等に関するデータベースの整備等の措置を講じなければならない（同法55条の2）。

(2) 銀行が情報を提供することを義務づける規制

(a) 銀行法（昭和56年法律第59号）

銀行は、預金の受入れに関し、預金者等に対し、預金契約の内容その他参考となるべき情報を提供する義務を負う（同法12条の2第1項）。具体的には、金利、手数料、預金保険法の規定する保険金の支払対象であるものを明示するとともに、預金者等の求めに応じて、商品の内容に関する所定の情報（商品情報）を記載した書面（又は画像）を用いて説明すること及びその書面を交付することが求められる（銀行法施行規則13条の3第1項）。銀行は、この書面の交付に代えて、一定の要件のもとで、預金者等の承諾を得て、商品情報を電磁的方法により提供することができる（同条2項～4項）。

さらに、監督指針は、「預金・リスク商品等の販売・説明態勢」の項目（Ⅲ—3—3—2）で、預金等の受入れに関する主な着眼点の1つとして、銀行法12条の2第1項及び同法施行規則13条の3の規定の趣旨を踏まえ、預金等の受入れに関し、預金者等に対する情報提供や預金者等の求めに応じた商品情報の説明を適切に行うための態勢が整備されていることをあげている（Ⅲ—3—3—2—2（2））。

(b) 個人情報保護法（平成15年法律第57号）

銀行は、同法にいう個人情報取扱事業者として、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない（同法21条2項）。

銀行はまた、あらかじめ本人の同意を得なければ、個人情報の目的外利用及び第三者提供をしてはならない（同法18条1項・27条1項）。

(c) 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和3年法律第39号）

デジタル社会の形成という観点から、預貯金者の意思に基づいて、個人番号と預貯金口座を紐づける制度が導入された。①預貯金者の申出があるとき、又は、②金融機関が制度の内容の説明をしたうえで、預貯金者が承諾したとき、③金融機関は、預貯金者が本人であることを確認したうえで、個人番号の提供を求めることができる（同法3条1項～3項）。④この制度では、他の金融機関の口座とも紐づけをすることが可能だが、そのためには、金融機関がそのことについて説明したうえで預貯金者が承諾することが必要である（同条5項）。このように、本法の制度を利用にあたっては、金融機関の説明（②④）・確認（③）、預貯金者の承諾（②④）を要することがある。

(d) 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）

この法律の制定により、当該預金等に係る異動が最後にあった日から10年以上経過した預金等（休眠預金等）は、民間公益活動に活用されることになった。そこで、実務上、預金取引開始時に、この制度の概略について説明をしているようである。

3 預金取引開始について銀行がすべきこと

以上の法令等によると、普通預金取引開始について銀行がすべき事項は、次のように整理することができる。

- ① 本人の实在・同一性の確認（1(2)・2(1)(a)(b)(e)）
- ② 本人の口座開設意思の確認（1(2)・2(1)(a)(b)）
- ③ 口座開設申入者が本人でない場合のその権限の確認（1(2)・2(1)(a)）
- ④ 本人の属性・取引目的・個人番号（任意）に関する情報の取得（1(2)・2(1)・2(2)(b)(c)）
- ⑤ 本人に対する説明・情報の提供（1(2)(3)・2(2)）
- ⑥ 取得した情報（①～④）及び情報を提供した事実を記録する情報（⑤）の保存

II 預金取引開始の実務

銀行は、前項で紹介した法的規律に準拠して普通預金取引を開始する。本項では、その具体的な方法を観察する。銀行による情報の取得と銀行からの情報の提供に分けて述べる。

1 銀行による情報の取得

ここでは、伝統的な店頭での対面取引方式（以下「店頭対面方式」という）による口座開設実務と、オンライン方式を導入する実務を観察する。顧客が個人か法人かでやや異なる¹⁵。

¹⁵ 現在の実務については、下記ウェブサイトに掲載されている三菱UFJ銀行の取扱いを参照した（2023年2月25日閲覧）。

個人につき、<https://www.bk.mufg.jp/kouza/index.html>

法人につき、https://www.bk.mufg.jp/houjin/kouza_kaisetu.html

(1) 店頭対面方式における実務

(a) 個人の場合

店頭対面方式による口座開設が伝統的な方法である。口座開設を希望する個人は、①本人確認書類、②個人番号が確認できる書類、③印鑑（届出印）を持参し、①②を提示する。

①は、犯罪収益移転防止法施行規則の定めるものである（I 2 (1) (a)参照）。②は、個人番号カード、住民票写し又は住民票記載事項証明書（個人番号の記載のあるもの）などである。

さらに、犯罪収益移転防止法及び金融庁ガイドラインにより求められる取引時確認（以下、鉤括弧を付して「取引時確認」という）として、本人確認書類で確認できる氏名・住所・生年月日等のほか、取引目的・職業・制裁対象国との取引の有無、必要があるときは資産・収入の状況など口座開設希望者に関する情報の確認がされる¹⁶。

本人以外の者が銀行を訪れる場合は、本人の確認、銀行を訪れた者の氏名・現住居・生年月日、本人のために手続をしていることを示す書面等に加え、銀行の定める方法による確認が求められることがある。例えば、未成年者の親権者が未成年者名義の口座を開設する場合、次の書類等が必要である。すなわち、未成年者の本人確認書類、未成年者の個人番号を確認できる書類、親権者の本人確認書類、未成年者と親権者の関係を確認できる書類（住民票・戸籍謄本等）、印鑑である。

(b) 法人の場合

法人取引においては、履歴事項全部証明書（会社等の登記簿謄本）、印鑑証明書、取引担当者の公的な本人確認資料、委任状が必要である（いずれも原本）。委任状には、委任者名（法人名、肩書・代表者名、法人住所）、受任者名、委任事項（新規口座の開設）、日付の記載及び法人の実印の押印が必要である。

銀行は、これらの書類に基づき、口座開設目的、事業内容（主たる事業）、実質的支配者の氏名・住居・生年月日等、その他について尋ねる。その結果、追加で次のような書類の提示を求めることがある。すなわち、「会社案内、製品、パンフレット、お取引先さま向けご提案書（資料）、見積書、注文書、仕様書等」及び「事業の実施自体に各行政機関等の許認可・届出・登録等が必要な業種の場合は完了済であることを確認できる資料」である。法人番号の提出も必要とされる。

(c) 小括

個人については、銀行を訪れた者の持参する本人確認書類、個人番号を確認する書類、及び、「取引時確認」により、銀行による情報の取得の確保が図られる。

¹⁶ 個人事業主で屋号付き口座の開設を希望する者は、これらに加えて、屋号付きで営業を行っていることを確認できる書類が別途必要になる。具体的には、国税又は地方税の領収書又は納税証明書、社会保険料の領収書、商号登記簿謄本、公共料金の領収書、税務署收受印付の確定申告書（以上、原本）、事務所の賃貸契約書（コピー可）であって、屋号付で営業を行っていることを確認できるものいずれか1通である。

法人については、これらに加え、内部的意思決定の確認並びに銀行を訪れた者の権限及び本人であることの確認を求めることにより、銀行による情報の取得の確保が図られる。「取引時確認」については、個人よりも一層慎重な手続となる。

「取引時確認」の内容は、法令により詳細に定められているので、それを遺漏なく履践することが求められるが、店頭対面方式の場合、そのための実務の蓄積があると思われる。

このようにして取得した情報については、文書（紙）・押印（紙）及び電子情報により記録が保管される。

(2) オンライン方式を一部導入する実務

(a) 個人の場合

個人の口座開設については、原則として、店頭対面方式よりも、「テレビ窓口」を用いる方法（(i)）が推奨され、さらに、もっぱらスマートフォン又はパソコンによる方法（(ii)）が導入されている。

(i) テレビ窓口

これは、口座の開設を希望する個人（個人事業主で屋号付き口座の開設を希望する者等を除く）が、インターネットで事前予約をしたうえ、銀行の支店のATMコーナー等に設けられた個室ブースでオペレーターとの面談を通じて口座を開設する方法である。平日18時まで可能であるので口座開設申込者の利便性が高くなる。

(ii) アプリ・WEBによる口座開設

「テレビ窓口」がなお支店の設備を用いて行われる方法であるのに対し、より進んで、スマートフォン又はパソコンによる口座開設が導入されている。スマートフォンのアプリによる場合の要件は次の通りである。①15歳以上であること、②国内に居住で日本国籍があること、③口座開設を希望する銀行の普通預金口座をまだ持っていないこと、④運転免許証又は個人番号カードを有すること、⑤ショートメッセージ（SMS）を受け取ることができるスマートフォンを有することである。この場合、⑥所定の種類の普通預金、インターネットバンキング、インターネット通帳、デビットカード、印鑑レス口座を同時に申し込むことが求められる（紙の通帳は発行されない）。この手続において、押印は不要である。申込希望者は、スマートフォンにアプリをダウンロードしたうえ、本人確認書類を撮影し、スマートフォンで必要事項を入力して申し込むと、最短で即日に関口座が開設され、約1週間でキャッシュカードが郵送される。WEBによる開設もほぼ同様だが、本人確認書類が若干加重され（運転免許証、個人番号カード、健康保険証のうちの2点が必要）、即日に関口座が開設されることはない。個人事業主がこれらの方法で屋号付き口座の開設をすることはできない。

(b) 法人の場合

主たる事業所の最寄り店舗が銀行の定める店舗である法人について、WEBによる新規口座開設を認める例がある¹⁷。次の手順による。

① 申込登録（法人の社名・取引担当者名・連絡方法を入力し、連絡を受けて、パスワード

¹⁷ 三菱UFJ銀行において、2023年2月現在、29都道府県で行われている。

ドを設定)

- ② 口座開設申込み情報の入力と必要書類（履歴事項全部証明書、印鑑証明書、取引担当者の公的な本人確認資料。場合によっては、会社案内等、実質的支配者に関する書類、委任状等の追加書類）のアップロード
- ③ WEB 面談（場合によっては追加書類の提示の要求）
- ④ 法人及び取引担当者に対する申込書類等の送付（郵送）
- ⑤ ④の申込書類等に押印したものと本人確認書類（履歴事項全部証明書・印鑑証明書）の原本の送付（郵送）
- ⑥ 通帳及びキャッシュカードの送付（郵送）

ここで求められる情報の内容は、店頭対面方式の場合（1 (1) (b)）と同じだが、②を一次審査、③を二次審査と呼び、口座開設の拒絶がありうることが強調されている。

(c) 小括

個人については、「テレビ窓口」方式は、従来の対面方式の一部を銀行の施設内でオンライン化したものであり、それほど大きな違いはないようである。これに対し、「アプリ・WEB」方式においては、口座開設申込者と銀行との接触はより間接的なものであり、銀行による情報の取得漏れのリスクがやや高まることが懸念される。そのため、スマートフォンの保有を要件としたり、複数のサービスの提供と結合したりすることにより、それを緩和しようとしている。また、顔写真付きの本人確認書類の写真を本人のスマートフォンから送信するという方法は、なりすましのリスクを小さくする。しかし、それでも、店頭対面方式に比べると、過誤が生じるリスクは、やや高いかもしれない。

法人における試みは、申込書類等への押印、必要書類の郵送、WEB 面談を伴うものであり、店頭対面方式の一部をオンライン化したという段階にとどまるものといえよう。ここでも、店頭対面方式に比べると、「取引時確認」におけるリスクの増大の可能性があり、当面は、対象を限定することによって、それを小さくしようとしているのであろう（主たる事業所の最寄りの店舗に限ることにより、当該店舗が当該法人に関する情報を取得する可能性が高くなる）。

2 銀行からの情報の提供

銀行は、一般的な説明義務（I 1 (2)）に加えて、銀行法等による預金契約の内容等についての情報提供・説明義務が課されている（I 2 (2)）。銀行法上は、預金保険法の対象となることの明示や、預金者が求める場合の商品情報の説明が必要とされる（I 2 (2) (a)）。店頭対面方式では、預金者に対する情報の提供や、顧客が説明を求める機会が付与されることの保障は、それほど困難なことではないだろう。オンライン方式では、その実質的保障が課題となる。個人情報収集に際しての利用目的の明示（I 2 (2) (b)）、個人番号と預金口座の紐づけのために必要な説明（I 2 (2) (c)）、休眠預金等活用制度の説明（I 2 (2) (d)）についても、同様である。

これらのことと、定型約款の規律（I 1 (3)）との関係が問題となる。普通預金取引において、定型取引合意（民法 548 条の 2 第 1 項）は、少なくとも黙示的に認められるである

う。「定型約款を契約の内容とする旨の合意」についても、利用者の認識があるのが通常であり、それが認められることと思われる（村松＝松尾・前掲注(4)78頁）。そこで、預金者からの請求があった場合には、普通預金規定の内容を示すことが必要となる（同548条の3第1項）。現在、各銀行は、預金規定をウェブサイトに掲載しているので、そのURLを伝えることで足りるであろうが、請求者がインターネットを利用できない場合など、書面の交付等が求められることもありうる（村松＝松尾・前同110頁）。銀行法で求められる商品情報の説明（I 2 (2) (a)）については、この規定によることができるであろう。

これに対し、個人情報の目的外利用及び第三者提供についての事前の同意（I 2 (2) (b)）については、定型約款の規定は及ばず、合意したものとみなされることはないので、別途、その取得が必要となる（村松＝松尾・前同79頁以下）。個人番号と預金口座の紐づけの要件である承諾（I 2 (2) (c)）についても同様に解すべきであろう。

Ⅲ オンラインによる預金取引開始に際しての課題

1 普通預金取引におけるオンライン方式の拡大

現在、部分的に行われているオンラインによる口座開設は、今後、拡大することが予想される。すなわち、個人の口座開設については、オンライン方式の対象となる普通預金取引の拡大（新規ではない口座の開設の許容、個人事業主による屋号付き口座の許容）、提供するサービスの多様化など、利便性の拡充に向かう可能性がある。法人についても、現在、限定的に行われているWEBによる新規口座の開設は、今後、対象となる地域・取引の種類が広がるだろうし、提供されるサービスが多様化し、選択可能性が広がるだろう。このようなオンライン方式による預金取引開始時の課題は何か。

前述（I 3）の通り、普通預金取引開始時に銀行が行うべきことを、情報という観点から整理すると、①銀行による情報の取得（本人の实在・同一性・口座開設意思・属性・取引目的・個人番号〔任意〕、口座開設申込者が本人でない場合にはその権限など）、②銀行からの情報の提供（本人に対する説明など）、及び、③情報の保存（取得した①の情報、②の情報を提供した事実の情報）となる。

これらについて、契約の成立に関する民法等の規律が概括的であるのに対し、預金契約に関する特別法上の規制は詳細かつ厳格なものであり、銀行が後者を遵守していれば、前者も満たしていると評価されることが通常であろう。銀行取引実務においては、オンライン方式を導入するにあたって、後者の規制を遵守する体制の構築が志向されているようである。普通預金取引のような大量の定型的な取引を安定的に行うためには、統一的かつ具体的な規範があることが合理的であり、このような規律・規制には意味がある。

そこで、オンライン方式による普通預金取引の開始に際して、銀行がこれらの規律・規制にしたがって行動するうえで、事実のレベルで留意すべきことは何かが問題となる。

2 オンライン方式による普通預金取引開始時の事実上の留意点

(1) 情報の取得

銀行が普通預金取引の開始時に顧客に関する情報を取得する目的は、不正な取引を未然に防止すること、事前の排除ができず取引を開始した後であっても不正な取引であること

が事後に判明した場合にその解消を適切に行うことにあるだろう。これらの目的に照らすと、オンライン取引における事実上の留意事項として、次の点をあげることができる。

第1は、本人確認及び「取引時確認」の実効性確保である。口座開設申入者が個人である場合は、なりすましの防止が特に重要であり、法人である場合には、内部的意思決定の適正さ及び担当者の同一性と権限の確認が特に留意すべきことである。現在は、個人・法人を通じて、オンラインによる預金取引開始時の本人確認や「取引時確認」において、他の補助的手段（スマートフォンの保有、主たる事業所の最寄り店舗への限定など）と結合することによってリスクの増大を緩和しようとしている。この方法は、今後とも有用であろう。しかし、なお、不正は生じうる。本人確認については、現に、eKYC（オンラインでの電子的な本人確認システム）において、偽造した個人番号カードを撮影するなどして、口座を不正に開設しようとした事件が発生している¹⁸。また、ある人が同居者の運転免許証とスマートフォンを用いて同居者になりすまし、同人名義の口座を開設するなどの事案が生じる可能性もある。「取引時確認」についても、申込みの際の所定の欄への入力で行われるのだとすると、不審な挙措・表情など、店頭対面方式であれば感知しえたであろう不正の徴表を把握しにくくなるかもしれない。

もっとも、オンラインによる普通預金口座の開設が拡大する場面では、特に「取引時確認」について、オンラインでの面談や一部の文書の提出の部分は、当面、残らざるを得ない可能性がある。そうすると、取得した情報の多くは電子的に保存されるであろうから、申込者の送信した画像を銀行側で慎重に確認することが可能になるという面もある。その際に不正を発見するための実務上の知見・経験が蓄積されていくだろうが、その知見・経験は、各銀行の行内だけでなく、銀行間でも共有することが望ましい。さらに、将来的には、AIを用いた不正な口座開設申入れの検出方法の開発も考えられる。また、送られた画像等は犯罪（詐欺、私電磁的記録不正作出・供用）の証明に資する可能性があるところ、そのことを周知させることにより、不正な試み自体を抑止する効果をもつことも期待しうるだろう。

第2に、電子署名の導入に伴う課題がある。署名者のなりすましのほか、電子署名業者のサービスを利用する場合の個人情報や機密情報の保護などについて、実践的な検討がされている¹⁹。

(2) 情報の提供

銀行が預金取引の開始時に口座開設申入者に対して情報を提供する目的は、口座開設申入者とその取引の内容・リスク・付随的負担を十分に理解したうえで、取引するか否かを決定するための基盤を整備すること、一般的にいえば、契約自由の原則の実現、個別的にいえば、各規律の制度趣旨の実現にあるだろう。そのため、オンライン取引においても、銀行のする説明、個人情報の目的外利用・第三者提供についての事前同意の取得及びそのための説

¹⁸ 毎日新聞（2022年5月16日付夕刊）。口座開設申入者から送信された個人番号カードの写真を銀行の担当者がチェックしたところ、カードに印字された文字が不自然だったことから偽造に気づいたという。

¹⁹ 宮川賢司＝渡部友一郎「金融機関の現場で起こる電子署名の問題点」金融財政事情 2020年9月28日号 38頁。

明は、上記の目的が達成できるよう、口座開設申入者に対して実質的に行われる必要がある。商品情報の提供や預金規定の内容の表示などは、オンライン上で実施できそうであるが、その場合も、口座開設申入者が容易に理解できるような工夫をすることが求められる。説明については、単にウェブサイトに掲載することでは足りない場合もあることから、口座開設にあたって、諸法令の要請を整理したうえ、オンライン上で一括して説明する機会を設けることが考えられる（「取引時確認」と兼ねることもありえよう）。その際、先行する実施例からも示唆を得られる可能性がある²⁰。ここでは、説明の実質的保障が追求されるべきである。

(3) 情報の保存

以上を通じて、情報の保存が必要である。「取引時確認」については、犯罪収益移転防止法施行規則が、確認記録の作成方法・記録事項・保存期間の起算日を具体的かつ詳細に定める（同規則 19 条～21 条）。取得したその他の情報や口座開設申入者の承諾・同意についても、その内容とともに、成立の真正の証明手段の確保が求められる²¹。個人番号と預金者情報を結び付けたうえ、同情報を管理する制度も進むだろう（Ⅱ 2 (1) (e)・(2) (c) 参照）。他方、情報の提供・説明が実質的に十分行われたという事実に関する情報の保存は、銀行にとって負担がより大きくなる可能性がある。電子的情報の保存期間及びそれ以外の形態による記録の保存方法・期間が特に課題となろう。

3 より広い範囲の銀行取引におけるオンライン取引の課題

ここまで、銀行にとっても預金者にとってもリスクが比較的小さい、一般的かつ基本的な、したがって周知性も高い取引である普通預金取引について、その開始時における法的問題を中心に検討してきた。その結果、このような取引であっても、オンライン方式による預金取引開始にあたっては、本人の同一性及び意思の確認、「取引時確認」の実施、銀行からの説明の実質的保障、電子署名の導入に伴う問題、個人情報の保護、情報の保存などの課題があることが確認できた。

普通預金取引に比し、銀行にとってリスクのより大きい取引（与信取引など）、及び、顧客にとってリスクのより大きい取引（金融商品の購入など²²）の場合、銀行による情報の取

²⁰ デジタル社会形成整備法（2021 年）による宅地建物取引業法改正（2022 年施行）により、重要事項説明書等の電磁的方法による提供が可能となった（同法 35 条 8 項）。国土交通省は、これに先立ち、テレビ会議等による非対面の説明（IT 重説）について、社会実験を経たうえ、本格的運用を行っている（貸取取引につき 2017 年から、売買取引につき 2021 年から）。普通預金取引とは、規模や主体が大きく異なるものの、IT 重説における経験（特に、相手方がスマートフォンで受信する場合の実質的コミュニケーションの確保、資料の実質的な提示の仕方）、記録の保管方法等について参照する価値があるだろう。国土交通省不動産・建設経済局不動産課「重要事項説明書等の電磁的方法による提供及び IT を活用した重要事項説明実施マニュアル」（2022）参照。

²¹ 内閣府＝法務省＝経済産業省「押印についての Q&A」（2020 年 6 月 19 日）問 6.②「新規に取引関係に入る場合」を参照（契約締結前段階での本人確認情報、その入手方法、文書や契約の成立過程の記録・保存を指摘する）。

²² 山田誠一「金融商品の取引における金融機関の説明義務」金融法務研究会報告書（30）『金融商品・サービスの提供、IT 技術の進展等による金融機関の責任範囲を巡る諸問題』（2017）87 頁、山下純司「日商協ガイドラインを踏まえた高齢者に対する投資商品販売と適合性の

得と銀行からの情報の提供の重要性は、さらに高まる。また、預金取引の開始時に比し、取引の実行時（個別取引に関する意思確認、本人の意思能力の減衰、なりすまし又は担当者の権限濫用による不正出金の防止²³、法人における内部的規律との抵触など）、及び、取引の解消時（強制解約・相殺の方法など）においては、課題はさらに広がる。そこでは、店頭対面方式では感知できたであろう不正の徴表の見逃しを小さくし、また、同方式では実質的に行われていた説明がオンライン方式において形骸化する危険を小さくすることが求められる。犯罪収益移転防止法や銀行法の具体的規律を遵守すべきことは当然であるが、その形式的履践に流れることなく、それらの規律の根底にある目的の実現を意識すべきである。

具体的には、一部の文書の利用及びオンラインでの面談のそれぞれについて、効用とコストの検討が必要となることが予想される。文書の利用が電子化されるのは、それほど遠くない将来のことかもしれないが、それは電子署名における諸問題の解決と並行すべきものである。このような進展に際して、店頭対面方式及び紙と押印という従来の方式の機能的等価性の確保を追求するだけでなく、オンライン方式のもとでの新たな規律の形成（例えば電子署名における個人情報の保護）や制度の構築（例えば「取引時確認」についてのAIの利用）も検討すべきであろう²⁴。それらの規律・制度は、大量の定型的取引を不正を除去しつつ安定的に実施することと、銀行取引をしようとする人の利便性を高めることを、ともに満たすものであることが期待される。また、より基本的な要請として、銀行取引をしようとする人の多様性の尊重や人格的利益の保護も意識することが望まれる。

原則」同報告書 105 頁を各参照。

²³ 沖野眞已「個人向けのインターネット・バンキング・サービスにおける不正送金に係る金融機関の責任範囲」金融法務研究会報告書・前掲注(22)1頁参照。

²⁴ 小塚荘一郎「電子契約、スマートコントラクトと法律学」ジュリ 1569 号 (2022) 14 頁、角田美穂子「意思表示の効力発生時期規定の現代化——リーガルイノベーション序説」岡本裕樹ほか編『民法学の継承と課題』(2021) 211 頁、角田美穂子=フェリックス・シュテフェック編著『リーガルイノベーション入門』(2022) 参照。